

## 館員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条第2項の規定に基づき、この法人の館員の入館及び退館、並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 定款第45条第2項で規定された館員は、個人館員及び団体館員に区分する。

(入館手続)

第3条 前2条で規定された個人館員（以下「館員」という。）になろうとする者は、所定の入館申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 館員は、入館するときに入会金10,000円並びに月会費を納入する。月会費は、以後毎月納入しなければならない。

- 2 月会費は、道場維持管理費の1,000円を含むものとする。
- 3 月会費は、館員種別に応じて以下の表のとおりとする。

種別	細目	月会費
剣道	成年部	5,500円
	少年部	5,000円
	剣道教室	3,000円
なぎなた	成年部	4,000円
	少年部	4,000円
	土曜教室	4,000円
	天道流	4,000円
	天道流初心者教室	3,000円
居合道		4,000円

- 4 同居している家族に館員がいる場合、入会金は免除する。
- 5 過去に館員であった者が再度入館する場合、入会金は5,000円とする。
- 6 館員は、この法人がやむをえず休館する場合及び本人が休館する場合、道場維持管理費を納入しなければならない。
- 7 館員は、休館を希望する場合、その前月15日までにこの法人へ通知しなければならない。
- 8 団体館員については、別途理事会で定めるものとする。

(会費の用途)

第5条 第4条の入会金及び会費は、毎事業年度におけるその合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第6条 館員が下記各号の事由に該当する場合、館長の決済により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をする等、館員として相応しくないと認められたとき。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を3か月以上滞納したとき。

2 前項のうち(1)の事由に該当する場合、当該館員には弁明の機会を与えるものとする。

(退館)

第7条 館員は、退館届をこの法人へ提出することにより、退館することができる。

2 退館届は、退館する前月15日までに提出しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告)

第8条 館長は、新たに入館した者、除名及び退館した者について、その属性及び入館の承認、除名及び退館した理由を理事会に報告するものとする。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年7月1日より施行する。(令和3年6月8日理事会決議)